

平成 2 7 年度
第 3 回熊本市総合教育会議
(資 料)

<目 次>

次 第	・ ・ ・ ・ ・	P 1
出席者名簿	・ ・ ・ ・ ・	P 2
報告事項	・ ・ ・ ・ ・	P 3
協議事項	・ ・ ・ ・ ・	P 6

市長政策総室 政策企画課

平成27年度第3回熊本市総合教育会議

平成27年11月19日（木）

午後2時30分～午後4時

熊本市役所議会棟2階 議運・理事会室

次 第

- 1 開 会
- 2 市長あいさつ
- 3 教育委員会委員長あいさつ
- 4 報告事項
 - (1) 第2回総合教育会議での主な意見
 - (2) アンケート調査の結果
 - (3) 懇談会の実施状況
- 5 協議事項
 - (1) 熊本市教育大綱（素案）
- 6 その他
 - (1) 今後のスケジュール
- 7 閉 会

出席者名簿

【熊本市】

市長 大西 一 史

【熊本市教育委員会】

委員長 崎 元 達 郎

委員 森 徳 和

委員 泉 薫 子

委員 出川 聖 尚 子

教育長 岡 昭 二

報告事項

1 第2回総合教育会議での主な意見

平成27年9月7日に開催した第2回総合教育会議において、熊本市教育大綱の策定方針について協議を行ったが、その主な意見等は次のとおりであった。

意見等

○ 教員との懇談会の内容について

(質問) 教員からの要望等において最も多かった事項は何か。

⇒スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、学校現場への人的支援を求める要望が最多であった。これはどの学校でもある課題だと考えている。

⇒学校現場への人的支援のあり方については、アンケート調査の結果等を踏まえ最も効果的な方法を検討する必要がある。

○ コミュニティ力(地域力)の活用について

(意見) タウンミーティングで地域の方々の話を聞くと、校区ごとに温度差があり、地域活動が活発なところやそうではないところがある。地域の熱心な方々を掘り起こしていく作業も必要ではないか。また、教員の退職者を活用してはどうか。

(意見) 「地域の力」というものを、学校現場では中々解決できないことを補完する「力」としての活用を考えていく必要がある。

○ 教育大綱へ記載すべき事項

(意見)

- 「家庭と教育」または「福祉と教育」といった福祉的支援
- 子どもたちの心理的な安全空間の確保
- 小学校運動部活動の受け皿づくり
- 相談体制充実及び相談窓口の整理
- 安全で良好な通学路の整備
- 地域で働く人との交流を通じた心の教育

2 アンケート調査の結果

(1) 回答状況

区 分		配布数	回答数	回答率
幼稚園	教職員	56	56	100.0%
小学校	保護者	1,625	1,422	87.5%
	学校評議員	460	412	89.6%
	教職員	2,497	2,200	88.1%
	小学5年生	1,625	1,536	94.5%
小 計		6,207	5,570	89.7%
中学校	保護者	1,602	1,344	83.9%
	学校評議員	193	163	84.5%
	教職員	1,415	1,220	86.2%
	中学2年生	1,602	1,468	91.6%
小 計		4,812	4,195	87.2%
高等学校	保護者	556	429	77.2%
	学校評議員	9	9	100.0%
	教職員	118	101	85.6%
	高校2年生	556	516	92.8%
小 計		1,239	1,055	85.1%
子育て支援関係	主任児童委員	143	110	76.9%
文化関係	市内文化関係者	95	39	41.1%
スポーツ関係	競技団体	47	24	51.1%
	校区体協	94	54	57.4%
	* 競技団体か校区体協か不明	—	8	—
小 計		141	86	61.0%
合 計		12,693	11,111	87.5%

(2) 調査期間

平成27年8月10日（月）～9月25日（金）までの47日間

(3) アンケート結果

別紙1参照

3 懇談会の実施状況

(1) PTAとの懇談会

(開催日) 平成27年10月8日(木)

(場所) 中央公民館

(出席者) 11名(各区の小中学校PTA会長及び熊本市PTA協議会会長)

(意見内容) 別紙2参照

(2) 中高生とのワークショップ

新総合計画策定に関し各中学校・高等学校で開催されたワークショップを利用して学力関連等について質問したものの。

(開催日等)

NO	開催場所	開催日	参加人数
1	京陵中	平成27年10月14日(水)	27人
2	託麻中	平成27年10月23日(金)	23人
3	五霊中	平成27年10月28日(水)	9人
4	龍田中	平成27年11月10日(火)	9人
5	必由館高校	平成27年10月20日(火)	29人
6	千原台高校	平成27年10月29日(火)	15人

(意見内容) 別紙3参照

協議事項

1 熊本市教育大綱(素案)

第2回総合教育会議（平成27年9月7日開催）において審議された教育大綱の骨子案をもとに、以下のとおり作成した。

<骨子>

- 1 策定の趣旨
- 2 大綱の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 基本理念
- 5 施策の基本方針
- 6 重点的取組

(1) 策定の趣旨

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、従来の教育委員会制度等の見直しが行われました。

この改正は、教育の政治的中立性、継続性や安定性を確保しながらも、教育行政における責任の所在を明確化させるとともに、迅速な危機管理体制の構築や地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化を図ることを目的としています。

また、この改正により、新たに地方公共団体の長と教育委員会で構成される総合教育会議が設置されること及び各地方公共団体の長が教育大綱を策定することなどが定められました。

本市においても、この法改正の趣旨を踏まえ、平成27年6月に熊本市総合教育会議を設置し、市長と教育委員会委員とで協議・意見交換を行うとともに、教職員、保護者、学校評議員等地域の関係者や児童生徒に対するアンケート調査や懇談会を実施し、地域や教育現場の抱える課題等について、多くの方の意見をお聞きしてまいりました。

それらの意見を踏まえ、本市の今後の教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な目標や施策の根本となる指針として、本教育大綱を定めるものです。

(2) 大綱の位置付け

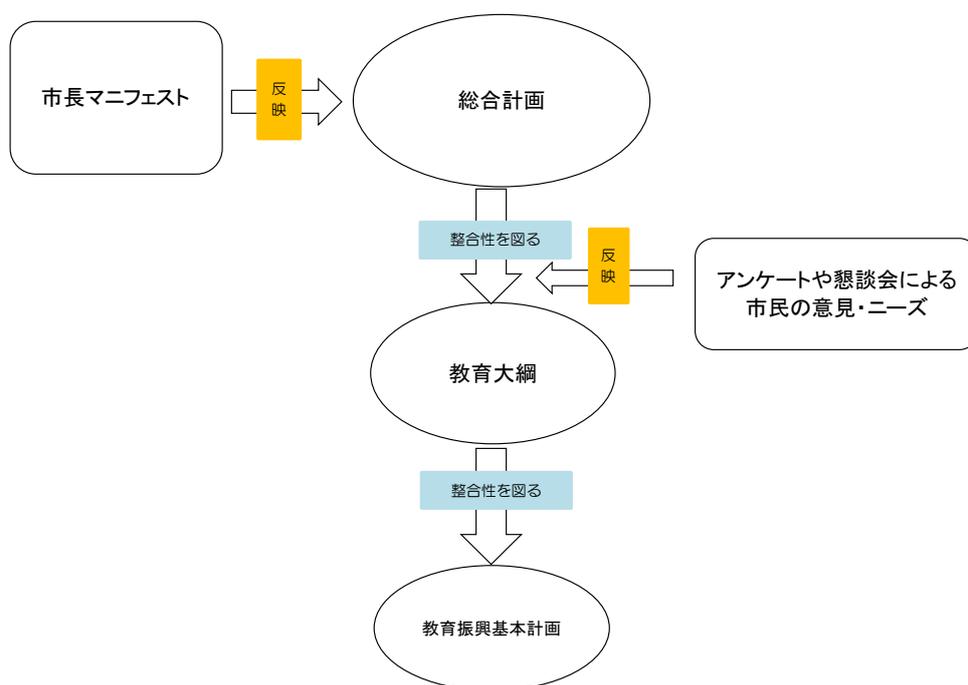
本教育大綱は、平成27年度に定める第7次総合計画に基づき、その「教育」「文化」「スポーツ」に関する分野を基本施策として定め、市長部局と教育委員会が連携して、総合的な施策の展開を図ります。そして、その基本施策の中から、市民の方を対象に実施したアンケート調査や懇談会の結果をもとに、特に力を入れて実施すべき施策については重点的取組として定めます。

なお、平成23年2月に本市で策定した熊本市教育振興基本計画については、教育施策の具体的な事業内容や実施時期を示すものとして、本教育大綱との整合を図りながら見直し等必要な対応を行います。

また、子どもたちがその生まれ育った環境によって左右されることなく安心して学習できるよう、福祉部門と連携した支援を行います。

【イメージ図】

■ 総合計画、教育振興基本計画との関係性



(3) 計画期間

本教育大綱は、総合計画との整合を図ることから、平成28年度から総合計画の中間見直し年度である平成31年度までの4年間を計画期間とします。

(4) 基本理念

本市は、豊かな自然に恵まれた環境と都市の利便性が調和した大変暮らしやすい都市であり、私たちは、このまちの様々な魅力を先人たちから引き継いできました。中でも、教育については、肥後熊本藩時代には藩校「時習館」や「再春館」が設立され、明治時代には教育勅語を起草した井上毅が輩出されるなど歴史的にも積極的に「人づくり」に取り組み、わが国の発展に寄与してきた経緯があります。

これらの歴史に鑑み、本市が再び「教育先進都市」として発展していくためには、次代を担う人材の育成について様々な施策を力強く推進していく必要があります。

このような中、本市の教育を取り巻く環境は、少子高齢化、核家族化、都市化等の社会環境の変化や、地域におけるつながりの希薄化などの影響を受け大きく変化し、教育の現場も様々な課題を抱えるようになっていきます。

本市は、このような状況に適切に対応し、子どもたち一人ひとりが、その将来に夢や希望を抱き、十分にその能力を発揮できる環境を整え、自らの力で未来へと歩み出すことができるよう、豊かな人間性と確かな学力、健やかな体を備えた「人づくり」を目指します。

また、この「人づくり」を推進していくために教育が果たすべき使命が大変大きいものであることをしっかりと自覚し、本市の教育施策が時代に合ったものとなっているか、常に検証・改善を行います。

加えて、子どもたちはもとより、すべての市民が豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育や文化芸術の振興を推進します。

そして、本教育大綱に基づき、家庭や学校はもちろんのこと、地域や行政のほか「人づくり」に携わるあらゆる関係機関が連携し、人と人との絆を大切にしながら、それぞれの課題の解決に向け社会全体で取り組んでまいります。

5 施策の基本方針

(1) 徳・知・体の調和のとれた教育の推進

子どもたちが将来の目標を持ち、意欲を高めることができるような学習を充実させるとともに、教職員の指導力を向上させることで、基礎学力の定着を図り、さらには、国際理解やICTの活用など社会の変化に対応した教育を充実させます。

また、道徳性や自立心、豊かな人間性を育むための自然体験や勤労体験といった体験学習を充実させるほか、運動の楽しさに触れることで、運動習慣を確立させることで体力を向上させ、生涯にわたって健康的な生活を送ることができるような基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、食育などの取組みを推進します。

さらに、地域について学ぶ郷土学習や地域行事への参加を通して、地域との交流や連携を深めることでふるさとへの理解や誇りを育みます。

(2) 子ども一人ひとりを大切にする教育の推進

いじめや不登校などの相談に応じる専門家との連携を図るとともに、特別な教育的支援を要する子どもたちへの適切な支援体制の整備を進めます。

また、学校のマネジメント力強化に向けた管理職等の研修プログラムの強化や校務支援の充実を図り、効果的・効率的な学校運営を推進するなど、教員と子どもがしっかりと向き合える環境づくりを行います。

子どもたちが、放課後等を安全に過ごすことができるよう「放課後児童育成クラブ」を充実させるほか、ひとり親家庭に対する「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費の確保相談」「経済的支援」の充実を図ります。

さらに、関係機関との連携・協力体制の強化を図り、児童虐待の発生予防や早期発見を促すことで、虐待の未然防止に努めるとともに、特別な教育的支援を要する子どもへの支援を推進します。

(3) 安全で良好な教育環境の整備

子どもたちが、最適な環境で学習することができるよう学校施設の整備を進めます。

また、学校規模の適正化や校区の見直し・弾力化に取り組み、地域の実態に応じた学校運営ができるよう家庭や地域社会と連携した学校づくりを進めます。

さらに、学校内外で子どもたちが安全に過ごすことができるよう地域と協力して環境を整備するとともに、防災教育等の安全教育等の充実を図ります。

(4) 生涯を通して学び、その成果を地域に活かすことができる環境の整備

市民の生涯教育を促進するため、民間団体等の連携等により、学習情報の収集を拡充し、多様なメディアによる情報の提供に努めるとともに、家庭教育に関する学習の機会を積極的に提供します。

そして、市民がその学習成果を生かし、地域に貢献できる仕組みを構築します。

(5) 豊かな市民生活を楽しむための学術・文化の振興

大学の研究ニーズと地場企業のニーズをマッチングさせ事業化を促進するなど、学術の振興を図ります

また、本市の伝統芸能の伝承はもとより、様々な文化芸術の分野において、次代の担い手の育成に取り組むとともに、地域の公民館や学校などで、邦楽や伝統工芸等の出張公演を行うことで、市民への文化芸術の鑑賞機会を提供します。

さらに、本市の教育文化施設については、市民の利便性を高め、文化芸術の発信基地とするため、現代美術館やホールといった文化施設の適切な管理運営を行います。

(6) 生涯を通して健康に過ごすためのスポーツの振興

市民が、多様なスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブなどの地域団体によるスポーツ活動支援を行うとともに、スポーツの指導者養成を支援し、その指導者を地域へ派遣することで、個人の体力や技術力に応じた運動を楽しむことができるようなメニューの提供を推進します。

また、既存スポーツ施設の機能を改善し、市民の利便性の向上を図ります。

6 重点的取組

懇談会や市民アンケート結果等での意見をもとに、今後4年間の計画期間において、次代を担う子どもたちに対する施策を集中的に取り組んでいくため、次の4つの重点的取組を定めます。

(1) いのちを大切する心などの豊かな人間性の育成といじめの撲滅

近年、生活様式の多様化等に伴う核家族化や地域と地域とのつながりの希薄化や携帯電話、スマートフォンの急速な普及やICT技術の進歩により、子どもたちが、ネットでのいじめやネット犯罪などの重大な事件に簡単に巻き込まれてしまう恐れがあるなど新しい問題が生じています。

そこで、情報モラル教育を推進するとともに、人間関係を構築するうえで重要な子どもたちの社会性、自立性を育み、それぞれが自分自身を大切にするとともに他の人も大切にできるよう豊かな人権感覚を育てる教育を充実させます。

特に、いじめが許されない行為であることを子どもが十分に理解し、子どもが安心して学校生活を送ることができるよう優しさや思いやりの心に加えて、いじめを決して見過ごさないという勇気や強さの育成にも取り組みます。

参考

<アンケート上位項目>

- いじめ・不登校等への対応や相談体制の充実
- 道徳教育、人権教育等の充実
- 命を大切にする教育や性に関する教育の充実
- 情報モラル教育の推進

<アンケート特記事項>

- 子どもの自己肯定感を高める
- ストレスをうまく発散させる強い心や相手を思いやる心などの心を育む
- いじめの入口やいじめをなくすための教育、見過ごすことのないような体制の整備
- いじめ等で自殺があった場合などに保護者や地域に真相を明らかにする体制の整備
- いじめがあった時には、一人の教員で対応せず教職員一丸となって対応して欲しい。

<マニフェスト>

- 未成年者の人工妊娠中絶実施率が全国ワースト2位である熊本の現状を踏まえ、性教育・命を守る教育を充実します（公約32）。

(2) 確かな学力の向上と社会の変化に対応した教育の推進

長引く不況による不安定な雇用形態の拡大等に伴い、家庭の経済格差による学力の二極化が進行しています。

そのような中でも、子どもたちが現在おかれている状況に左右されることなく、自らの力で未来へはばたいていくことができるよう確かな学力の向上を図ります。

そのために、教職員の研修を強化し、指導力の育成や教材研究の機会を拡充することで教職員の資質向上に努め、子どもたちの基礎学力の定着を図ります。

さらに、グローバル化が進む社会に対応した国際教育やICTの活用など子どもたちが将来の目標を持ち、意欲を高めることができるよう学習内容を充実させます。

参 考

<アンケート上位項目>

- 基礎学力の向上、学ぶ意欲の向上や読書活動の充実
- 体験学習の充実
- 英語教育や国際教育の推進

<アンケート特記事項>

- 幼児期や小学校低学年時に学習意欲を高めるような対策の実施
- 基礎学力が低いため夏休みなどに補習ができる場所の設置
- 学習塾ではなく学校で受験対策できる取組み
- 学力向上のための支援（地域、大学の教育学部のボランティア活用）
- 経済格差による教育格差が生じないようにするべきである。

<マニフェスト>

- 基礎学力の向上を図るため、放課後、土曜日、夏休みなどを利用した補習授業を実施します。
例えば、民間の塾などと連携し習熟度の低い児童・生徒を対象にした学力強化塾を開催します（公約 9）
- 英語教育やICT教育など、時代の変化に対応した教育内容の充実を図ります（公約 13）。

(3) 教員が子どもと向き合うための体制の充実

家庭や地域社会においては、核家族化や共働きの増加、地域との関わりの希薄化といった社会状況の変化により、子育ての悩みを抱え孤立化する家庭への支援の充実や家庭の教育力向上の必要性が高まっています。

また、このような子どもを取り巻く環境の変化により、学校に求められる役割も増加傾向にあることから、教職員の業務が多忙化し、教員が子どもたちと向き合う時間が失われている状況にあります。

そこで、人的支援も含めた教員の支援体制や専門機関との連携を強化するとともに、保護者からの相談に対応する「教育コンシェルジュ（仮称）」を配置し、教員が子どもと一人ひとりに向き合う時間を確保します。

さらに、学校以外でも、子どもや保護者が安心して相談できる体制を整備するほか、学校と家庭と地域の交流を深めることや、県などと様々な形で連携することで、社会全体で子どもや家庭を支援する協力体制を構築します。

参 考

<総合教育会議・懇談会での意見等>

- 人的支援の拡充 ○ 部活動の社会体育化 ○ 相談窓口をわかりやすく整備する
- 子どもの暴力に対する親の相談場所の設置

<アンケート上位項目>

- 教員が子どもと向き合う時間の確保 ○ 学級支援員等の配置の拡充
- 就学・発達支援に関する相談体制の充実 ○ 家庭教育への支援の強化
- 子どもの貧困対策の推進

<アンケート特別記載事項>

- 教師の仕事量が多いためか生徒との交流不足を感じている。生徒の個性や性格等を理解せず、マニュアルどおりの指導や子どもの表面だけを見て接することが不安。
- 教師のストレスケア、心の相談員や支援員の増員
- 子どもの居場所づくり（学校が子どもにとって安心できる場所であって欲しい）
- 学校だけでなく家庭や地域で寄り添い、困った時はすぐ話せる地域・学校作りが大切
- 学校を中心とした地域連携による子どもたちの健全育成システムの再構築
- 放課後児童対策
- 部活動の社会体育化
- 特別支援教育について、親や家族が相談や交流ができる場を増やして欲しい。
- 子育てに悩む親も増えている。核家族が増え、逃げ場のない親や子どもが多いのではないか。

<マニフェスト>

- 保護者からの相談に対応する「教育コンシェルジュ（仮称）」を各区に配置し、家庭へのきめ細かな相談体制と教員が子供と向き合う時間を十分に確保できることを両立します（公約 11）。
- 専門家とも連携して、特別支援教育、いじめ、不登校、引きこもり対策を強化します（公約 12）。
- 特別支援学校・特別支援教育の整備、重度の発達障がい児への対応の充実、自閉症・発達障がいへの理解促進など障がい児の総合的な支援体制を充実します（公約 25）
- 児童虐待は、してはいけない。させてはいけない。見逃してはいけない。この世にあってはならないものです。児童虐待を完全に撲滅することが私たちの使命です。児童相談所の機能強化と、学校、病院、警察など関係機関の連携を進めます（公約 34）。
- 地域ボランティアの担い手（例えば、民生委員、児童委員、防犯協会、保護司など）の人材不足に対応するため、地域組織やボランティア団体とも連携しながら、地域人材育成と団体の支援を強化します（公約 120）。

(4) 快適で良好な教育環境づくり

地球温暖化による猛暑日の増加やPM2.5等の大気汚染に対応した最適な学習環境を確保するため、小中学校の教室へのエアコン整備や校舎の老朽化対策といった学校施設の改修を進めます。

また、登下校時の通学路等でも、子どもたちが安全に安心して過ごせるよう地域社会や関係機関と連携して環境整備を進めるとともに、防災教育等の安全教育の充実を図ります。

参考

<総合教育会議・懇談会での意見等>

- 通学路の整備については、教育委員会だけではできないので、市長部局との連携が必要

<アンケート上位項目>

- 学校施設の充実
- 古い校舎の改修やエアコン整備

<アンケート特別記載事項>

- 防犯カメラ付の自動販売機の設置
- 通学路の自転車専用道路と街灯の設置
- 不審者対策

<マニフェスト>

- 子どもたちが学習に集中できるような環境整備を推進します。そのため、全校全教室にエアコンを設置します（公約 10）。
- 子どもや女性が巻き込まれる事件を防止するため、街灯・防犯灯の整備、小中学校への防犯カメラの設置を推進します（公約 37）。
- 警察と連携して、校区や行政区を超えた防犯体制・情報提供体制を強化します（公約 38）。
- 通学路の街路樹や学校内の樹木など、倒木のおそれがある危険木を樹木医によってチェックし、危険が明らかになった場合には撤去します（公約 40）。
- 小中学校でハザードマップを地域学習に採り入れます。これにより、子供の視点での危険箇所の把握や、家族ぐるみの情報共有を図ります（公約 43）。
- 地域との協力によって通学路の一斉点検を行い、危険箇所を解消します。またスクールゾーンの指定を拡大します（公約 53）。
- 地域の交通安全協会と連携して、子供・高齢者の交通安全教育を強化します（公約 51）。
- 自転車のマナー向上、自転車通行路の整備などにより自転車に関係する交通事故を減らします（公約 52）。

その他

今後のスケジュールについて

- 平成27年12月下旬～1月下旬（1ヶ月）
→パブリックコメントの実施
- 平成28年2月15日（月）予定
→第4回総合教育会議 …… 教育大綱の確定
- 平成28年3月
→教育大綱の議会報告